

議会の活動

平成27年
(2015年)9月
第147号

広報なごや 市会だより

市会だよりについて

市会だよりとは、市会の諸活動を広く周知することにより、議会への理解と関心を高めることを目的に発行しています。より分かりやすい紙面づくりを目指すため、平成22年6月号の市会だよりから、議員で構成する編集委員会を設置しました。

また、議会の活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、平成23年度から市会だよりの毎月発行化に向け、予算要求をして参りました。しかし残念ながら、河村市長から『回数をふやすことは、必要性、費用対効果の面で疑問がある』として、毎月発行化は認められませんでしたので、平成27年度も現時点では年7回の発行を予定しています。

6月定例会特集号

市会の6月定例会は、6月19日から7月6日までの18日間にわたって開かれ、「名古屋市市税条例等の一部改正について」初め市長提出案件14件、議員提出議案3件についての審議などが行われました。



「名古屋市市税条例等の一部改正について」などを可決しました

■以下の7議案については、いずれも全会一致により原案どおり可決しました。

- **名古屋市市税条例等の一部改正について**
地方税法の一部改正等に伴い、徴収猶予の申請手続等について規定を整備するものです。
- **名古屋市立学校設置条例の一部改正について**
町の区域の設定に伴い、大高南小学校の位置の表示を変更するため、規定を整理するものです。
- **名古屋市文化財保護条例の一部改正について**
文化財の活用をより推進する等のため、所要の改正を行うとともに、関係条例について、規定を整理するものです。
- **名古屋市中高層階住居専用地区建築条例等の一部改正について**
建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整理するものです。
- **名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について**
港明スマートタウン地区整備計画区域内における建築物の制限について、必要な事項を定めるとともに、建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整理するものです。
- **契約の一部変更について**
山崎川橋りょう下部工改築工事等の請負契約について、契約金額及び完成予定期日を変更するものです。
- **財産の処分について**
平成27年3月に、老朽化した回転翼航空機を更新したことから、従来の機体を売り払うものです。



■以下の3議案については、いずれも賛成多数により原案どおり可決しました。

- **名古屋市生涯学習センター条例の一部改正について**
千種生涯学習センターを初めとする八つの生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させるため、規定を整備するものです。
- **名古屋市個人情報保護条例の一部改正について**
- **名古屋市手数料条例の一部改正について**
両議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、規定を整備するもので、所管の経済水道委員会で慎重に審査が行われ、7月6日の本会議において日本共産党の反対討論が行われた後、採決を行った結果、原案どおり可決しました。

反対討論(日本共産党)

以下の理由により反対する。
第1に、改正を行っても、個人情報の流出、なりすまし犯罪などの懸念が払拭されないこと。
第2に、個人情報を保護する条例であるはずなのに、それに逆行するような例外規定を盛り込んだこと。

☞ その他の議案については、4面をご覧ください。

6月定例会開会中に行った常任委員会の所管事務調査について

6月定例会では議案の審査のほか、各委員会において以下の事項について所管事務調査を行いました。委員会での議論の様子については、名古屋市ウェブサイト(市会情報)にて録画中継をしています。ぜひご視聴ください。

総務環境委員会

- 「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」について

財政福祉委員会

- 市設建築物再編整備の方針(案)について
- 平成26年度一般会計収支見込みについて

土木交通委員会

- 街路樹再生指針(案)について
- 有料自転車駐車場について
- 名古屋高速道路の料金の徴収期間の変更に対する同意について

経済水道委員会

- 名古屋城天守閣の整備に関する調査について
(詳細は、右の概要をご覧ください。)

経済水道委員会における名古屋城天守閣の整備に関する調査の概要

7月1日の経済水道委員会では、「名古屋城天守閣の整備に関する調査」が行われました。委員会では、市民経済局より文化庁の見解として、以下が示されました。

整備に関する文化庁の見解

- 天守の再建については、整備主体である地元の自治体がどのような内容の整備を行うか考えることが第一
- その上で、天守を復元する場合は、原則として材料等は同時代のものを踏襲する必要があるが、それ以外の可能性を排除するものではない
- 名古屋城天守閣については、往事の資料が十分そろっていることを踏まえ、いわゆる復元検討委員会において木造によるできる限り史実に忠実な復元をすべきとの意見が出される可能性が極めて高いと考えられる

委員からは、次の意見などがありました。

- 名古屋城のビジョンをきちんと示してほしい、もっと市民の意見を聞くべきだと思う
- 財源の算段をどうするのか、財源がはっきりしない中で結論を出すわけにはいかない
- 経済効果や誘客効果をきちんと示してほしい
- ゼネコンなどにヒアリングした上で工期や財源を考えないといけない
- 今、何百億円もかけてやることではない など

今後とも、名古屋城天守閣の整備に関し、しっかりと議論していくこととしました。



所管事務調査とは?

地方自治法第109条第2項の規定により、常任委員会が自らの意思によって、その委員会の所管に属する名古屋市の施策・事業についての調査を行うものです。